

投資信託説明書(交付目論見書)  
使用開始日:平成29年2月1日



# オーストラリアリートファンド(毎月分配型)

## 愛称: テニス サポーターファンド2

追加型投信/海外/不動産投信



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

<委託会社> [ファンドの運用の指図を行う者]

### カレラアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2636号  
電話番号: 03-5652-7290  
受付時間: 営業日の午前9時~午後5時  
ホームページ: <http://www.carrera-am.co.jp/>

当ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に記載しています。

<受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三菱UFJ信託銀行株式会社(再信託受託会社: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。  
ファンドの基準価額、販売会社などについては、上記の委託会社の照会先にお問い合わせください。



## 商品分類

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	海外	不動産投信

## 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 (投資信託証券(不動産投信・オプション))	年12回(毎月)	オセアニア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）でもご覧いただけます。

この目論見書により行う「オーストラリアリートファンド（毎月分配型）」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成29年1月16日に関東財務局長に提出しており、平成29年2月1日にその届出の効力が生じております。

- 当ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき、事前に受益者の意向を確認いたします。
- 当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

委託会社名	カレラアセットマネジメント株式会社
設立年月日	平成23年7月19日
資本金	1億6,240万円(平成28年11月末日現在)
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	65,060百万円(平成28年11月末日現在)

## ファンドの目的

この投資信託は、ファンド・オブ・ファンズ方式により、安定した配当収入の確保と中長期的な値上がり益の獲得を目指して運用を行います。

## ファンドの特色

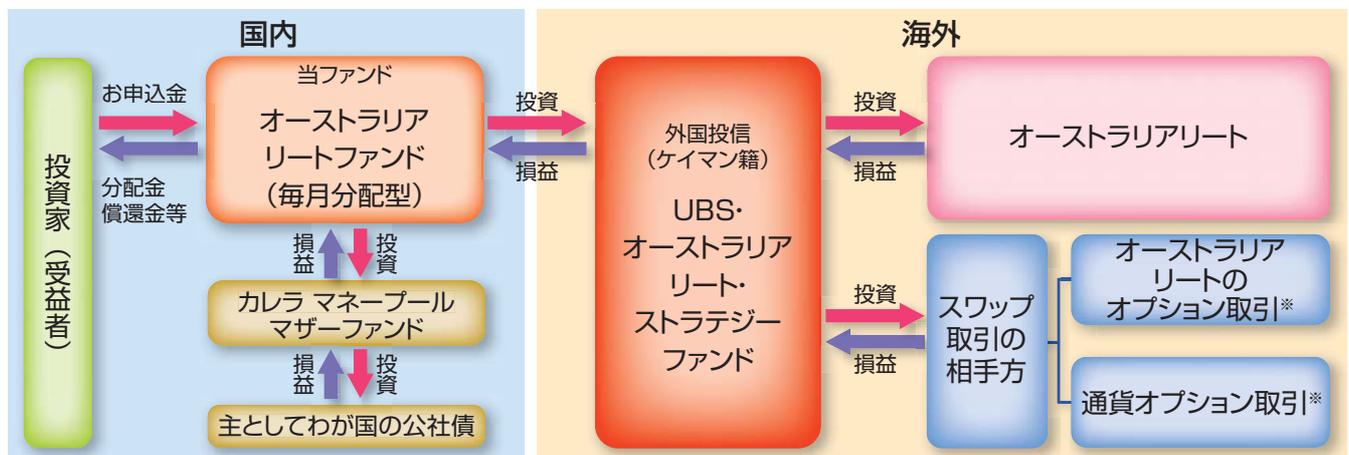


主として外国投資信託受益証券への投資を通じて、実質的にオーストラリアの金融商品取引所に上場している不動産投資信託受益証券(リート)等(以下「オーストラリアリート」といいます。)に投資することにより、安定した配当収入の確保と中長期的な値上がり益の獲得を目指すとともに、オーストラリアリートのオプション取引ならびに通貨オプション取引の投資成果を享受することを目指して運用を行います。



実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

### <ファンドの仕組み>



※当ファンドが投資対象とする外国投信は、UBS銀行ロンドン支店を相手方とするスワップ取引を通じて、オーストラリアリートのオプション取引、および通貨オプション取引の損益を受け取ります。

## 主な投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ⑤ デリバティブの直接利用は行いません。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとします。

## 分配方針

年12回(原則として毎月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。
- ② 委託会社が毎決算時に、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではなく、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。また、収益の分配は、第4期決算日(平成29年6月20日)から行う予定です。
- ③ 留保益の運用については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

### <分配のイメージ図>



※ 上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※ 分配金の金額は、あらかじめ一定の分配を確約するものではなく、分配金が支払われない場合もあります。

資金動向や市況動向によっては、前記のような運用が出来ない場合があります。

## 収益分配金に関する留意事項

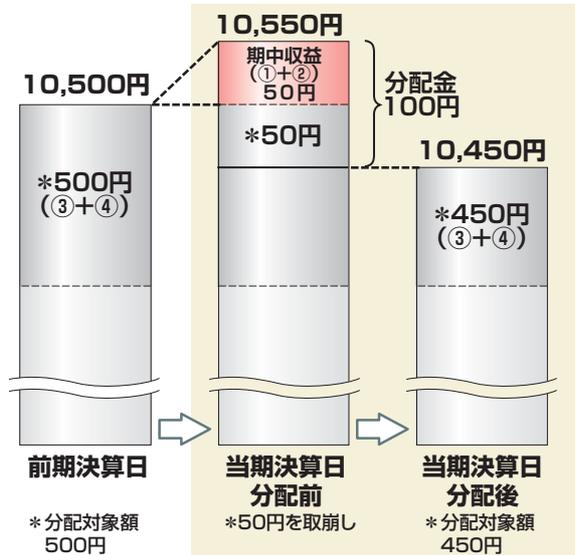
- 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



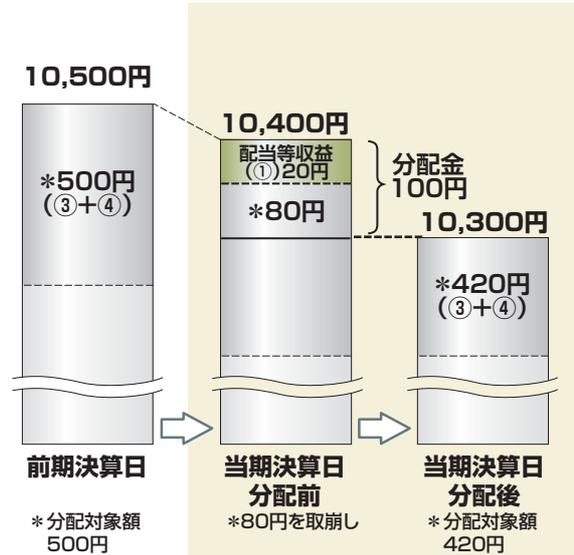
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算日から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算日から基準価額が下落した場合

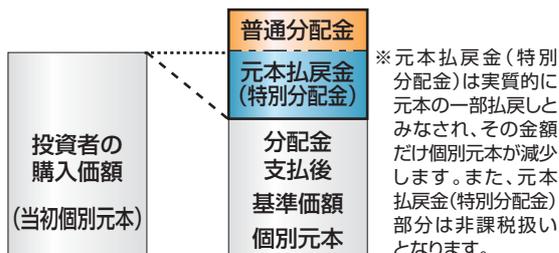


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益並びに③分配準備積立金及び④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

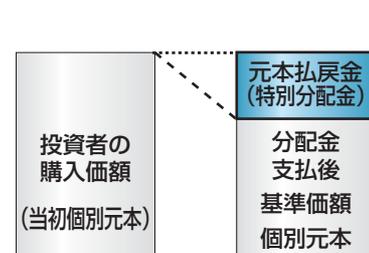
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。(特別分配金)

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

## 戦略のポイント

### 1. オーストラリアのリートに投資します

オーストラリアの長期的な経済成長に沿って、拡大が期待される商業施設を中心としたオーストラリアのリート(以下、オーストラリアリート)に投資し、中長期的な信託財産の成長を目指します。

### 2. インカム性収益を重視した運用を行います

- ① 主要市場(米国、欧州大陸、日本、オーストラリア)の中でも平均配当利回りの高いオーストラリアリートに投資します。
- ② オーストラリアリートと通貨のカバードコール戦略(リートの現物買いとコールオプション<sup>※1</sup>の売り、円に対するオーストラリアドルのコールオプションの売り)を行うことで、オプションプレミアム<sup>※2</sup>の獲得を目指します。

オーストラリアリートおよびコールオプションに関する運用は、UBS・ルクセンブルク・フィナンシャル・グループ・アセット・マネジメント・SAおよびUBS銀行ロンドン支店が行います。

※1 コールオプションとは、対象資産(このファンドではオーストラリアリート、通貨)を特定の価格(権利行使価格)で特定の日(満期日)に買うことが出来る権利をいいます。

※2 オプションプレミアムとは、オプションの買い手が売り手に支払う対価をいいます。

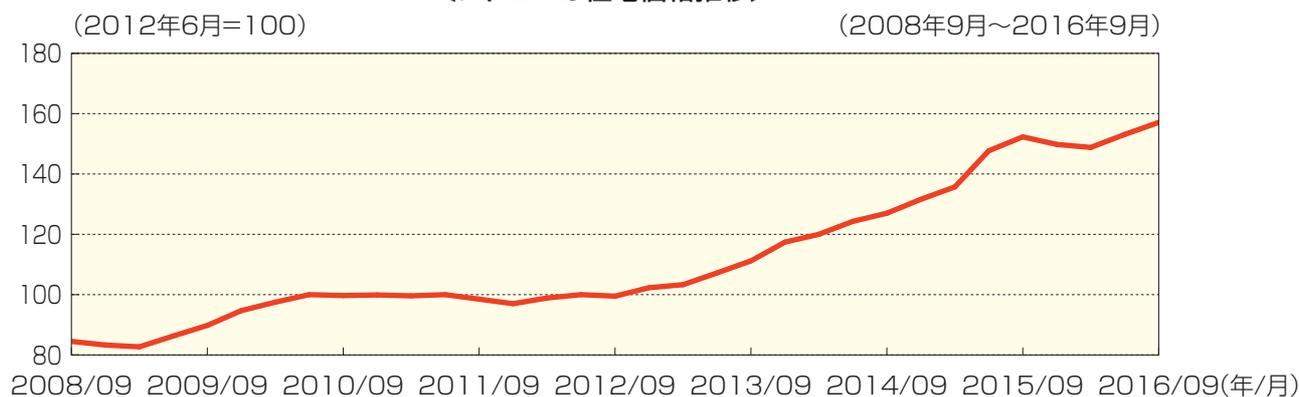
### 3. オーストラリアリートと為替の値上り益を期待できる戦略です

オーストラリアリートのカバードコールは、投資しているオーストラリアリートの各銘柄の60%程度、通貨カバードコールはオーストラリアドル資産の50%程度を基本とするパーシャルヘッジ(部分的なカバードコール)ですので、各銘柄の値上り益、円に対するオーストラリアドルの値上り益を期待できる戦略です。

※各銘柄のオーストラリアリートを対象としたコールオプションの売りは、流動性が少ない銘柄もありますので、全体では60%から大きくかい離することがあります。

## シドニーの住宅価格の上昇

(シドニーの住宅価格推移)



※住宅価格は、2012年6月を100とします。

出所：オーストラリア統計局データよりカレラAM作成(2017年1月10日現在)

## 投資の狙い



### 商業施設中心のリート市場の成長

移民による人口増 ⇒ 住宅需要の増加 ⇒ 住宅価格の上昇 その後 商業施設の成長 + 商業施設の賃料上昇 ⇒ **オーストラリアリートの外部成長(規模拡大)と内部成長(利益拡大)の同時進行期待**

商業施設・オフィスは10年~15年の定期借家契約で賃料上昇は、住宅価格・同賃料上昇より遅行するが、着実に上昇すると予想



### 主要リート市場の中で、高い配当利回りと割安性

主要市場(米国、欧州大陸、日本、オーストラリア)の中で、配当利回りが高く、グローバルな不動産投資家が重視するNAVプレミアム $\{(\text{時価総額}/\text{純資産})-1\}$ が住宅・商業施設価格が上昇基調に入ったと期待されるにもかかわらず割安



### 対円で上昇が期待できるオーストラリアドル

金利水準、GDP成長率が日本より高く、懸念されていた商品市況も底打ち傾向

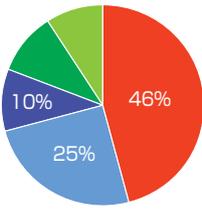


### 貿易主要相手先の中国の当面の安定

GDPにおける貿易依存度は低いものの、主要相手先の中国の動向が、相場に影響を及ぼす可能性があり留意が必要  
中国の主な問題点①労働人口ピークアウトによるリスク②地方政府の巨額債務リスクは、ともに当面安定すると予想

# オーストラリアリートの特徴

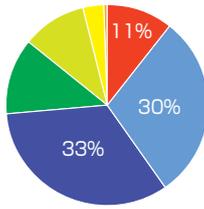
〔オーストラリア〕



■ 店舗用不動産投資信託  
■ 各種不動産投資信託  
■ オフィス不動産投資信託  
■ 工業用不動産投資信託  
■ 専門不動産投資信託

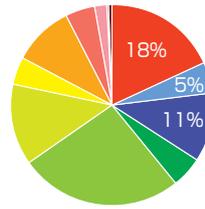
主要市場の用途別構成

〔日本〕



■ 店舗用不動産投資信託  
■ 各種不動産投資信託  
■ オフィス不動産投資信託  
■ 工業用不動産投資信託  
■ 住宅用不動産投資信託  
■ ホテルリゾート不動産投資信託  
■ ヘルスケア不動産投資信託

〔米国〕



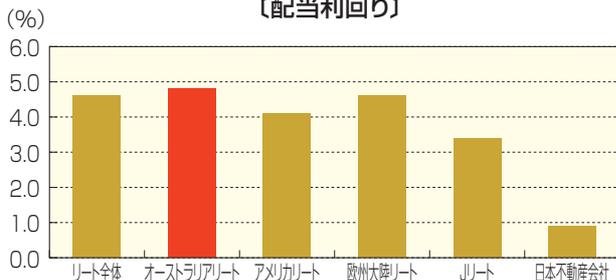
■ 店舗用不動産投資信託  
■ 各種不動産投資信託  
■ オフィス不動産投資信託  
■ 工業用不動産投資信託  
■ 住宅用不動産投資信託  
■ ホテルリゾート不動産投資信託  
■ ヘルスケア不動産投資信託  
■ 抵当不動産投資信託  
■ 不動産サービス  
■ 不動産開発  
■ 各種不動産事業

出所：ブルームバーグデータよりカレラ AM 作成（2017年1月5日現在）

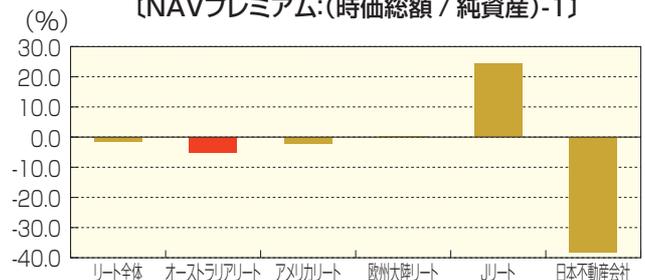
オーストラリアリートは店舗用不動産のウエイトが大きい。

## 高い配当利回りと割安性

〔配当利回り〕



〔NAVプレミアム:(時価総額 / 純資産)-1〕



出所：UBS 証券データ（2016年12月16日現在）

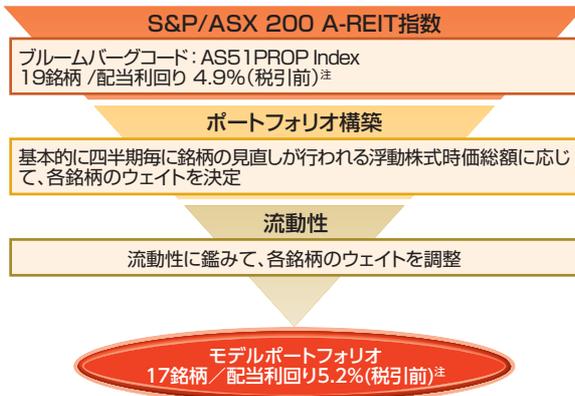
オーストラリアリートは、主要市場の中でも配当利回りが高く、割安です。

# オーストラリアリート市場について

## ブルームバーグコード：AS51PROP Index

- ・S&P/ASX 200 指数のセクター別サブインデックスの一つで、オーストラリアの不動産投資信託（A-REITs）へのアクセスを提供
- ・オーストラリア証券取引所上場の指数適格銘柄上位200銘柄の業績を浮動株調整時価総額指数により測定したもの

## モデルポートフォリオ構築方法



出典：UBS、Bloomberg

上記条件は、2017年1月25日時点での市場環境を基に算出  
注：2017年1月現在のオーストラリアにおける配当に対する税率は30%です。

## S&P/ASX 200 A-REIT 指数



## 〔オーストラリアドル/円推移〕



# モデルポートフォリオ上位銘柄 (60% カバー率)

	ブルームバーグ	名称	産業分類	年率換算株式プレミアム (60%)	配当利回り	配当頻度	30日ボラティリティ	時価総額 (百万オーストラリアドル)	直近価格	ファンドウェイト
1	SCG AT Equity	センターグループ	店舗用不動産投資信託	11.5%	4.8%	半期	20.1%	23,426	4.4	9.7%
2	GMG AT Equity	グッドマン・グループ	工業用不動産投資信託	7.2%	3.6%	半期	17.8%	12,255	6.9	9.7%
3	VCX AT Equity	ビシニティ・センターズ	店舗用不動産投資信託	5.8%	6.2%	半期	17.2%	11,282	2.9	9.7%
4	SGP AT Equity	ストックランド	各種不動産投資信託	5.4%	5.7%	半期	20.2%	10,437	4.3	9.7%
5	DXS AT Equity	デクス・プロパティ・グループ	オフィス不動産投資信託	5.7%	4.8%	半期	22.2%	8,643	8.9	9.7%
6	GPT AT Equity	GPTグループ	各種不動産投資信託	4.3%	5.0%	半期	19.0%	8,360	4.7	9.7%
7	MGR AT Equity	ミルバック・グループ	各種不動産投資信託	7.6%	5.0%	半期	18.6%	7,447	2.0	9.7%

出所：UBS 証券作成（2017年1月25日現在）

上記条件は、年率換算株式プレミアムが2016年12月末時点、その他が2017年1月25日での市場環境を基に算出

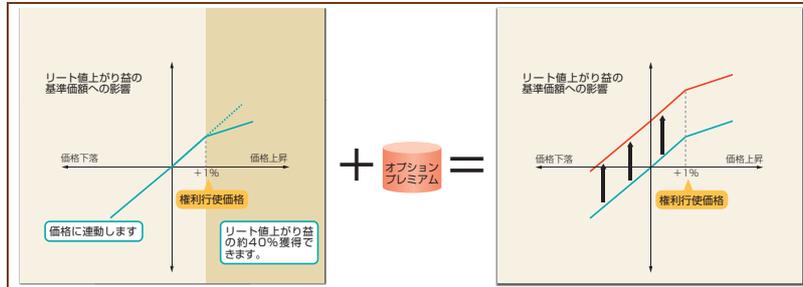
◆当資料のいかなる内容も将来の成果を示唆・保証するものではありません。

# 戦略の解説

- ① オーストラリアリートを実質的な投資対象とします。
- ② 3つのインカム性収益を獲得する戦略を行います。
- ③ オーストラリアリートと為替の値上がり益を期待できる戦略です。

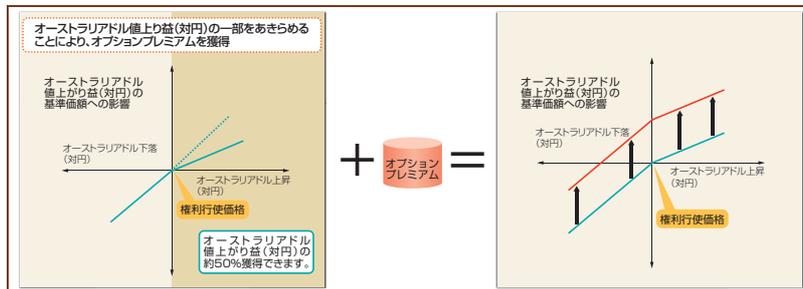
## カバードコールの基準価額への影響

オーストラリアリートのカバードコールの例 (カバー率約60%・1%アウトオブザマネーの場合)



※上記は当ファンドのカバードコールに対する説明の一部であり、すべてを網羅したものではなく、資金動向や市況動向等により変動します。  
 ※上記はオーストラリアリートの総資産に対し約60%の割合で1%アウトオブザマネーのカバードコールを行った場合の、1つの権利行使期間における損益のイメージを示したものであり、当ファンド全体の実際の損益を示したものではありません。  
 ※市場流動性・環境により60%から大きくかい離する場合があります。

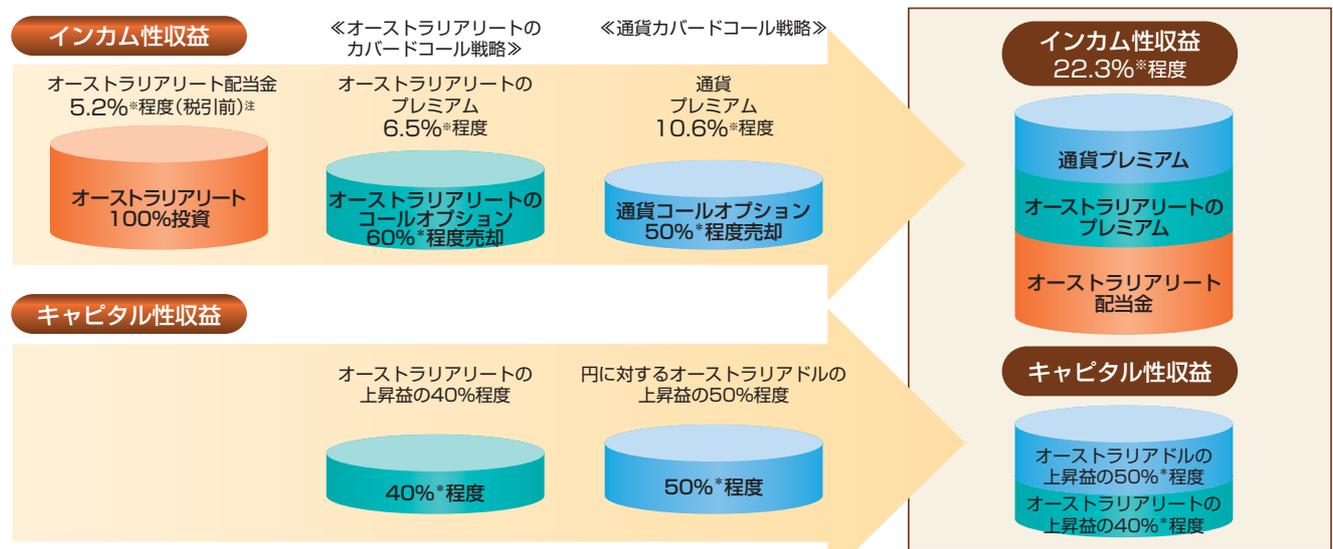
通貨カバードコールの例 (カバー率約50%・アットザマネーの場合)



※上記は当ファンドのカバードコールに対する説明の一部であり、すべてを網羅したものではなく、資金動向や市況動向等により変動します。  
 ※上記はオーストラリアドルの資産に対し約50%の割合でカバードコールを行った場合の、1つの権利行使期間における損益のイメージを示したものであり、当ファンド全体の実際の損益を示したものではありません。

- 2種類のカバードコールはレバレッジをかけるためのオプション取引ではありません。
- 各銘柄のオーストラリアリートおよび通貨の値上がりを100%抑えるわけではありません。

# 戦略と収益のイメージ(例)



出所：オーストラリアリートのプレミアム、通貨プレミアムは2016年12月末時点、配当金は2017年1月25日時点での市場環境を基に、UBSグループが算出

注：2017年1月現在のオーストラリアにおける配当に対する税率は30%です。  
 \* 上記はイメージであり、各カバードコール戦略の比率は市場流動性・環境等により上記の数字から大きくかい離する場合があります。  
 各カバードコール戦略によりオプションプレミアムの確保が期待できる一方、オーストラリアリートの価格変動や為替レートの変動等により損失を被ることがあります。  
 \* インカム性収益は性格の異なる3つの収益の合計です。オーストラリアリート投資、オーストラリアリートのコールオプション、通貨コールオプションにはそれぞれ異なるリスクがあります。  
 ※ 配当金・オプションプレミアムの水準はあくまで目安であり、実際の市場環境により変動します。(収益率は、すべて年率です。また、手数料、取引コスト、税金等は考慮していません。)  
 ※ 収益率は、当ファンドの投資先ファンドにおける資料作成時点での収益率で、その後は資産規模に応じて変動します。そのため、当ファンドにより投資先ファンドの追加設定や解約が行われると、収益率が低下(希薄化)したり、上昇したりすることがあります。

◆ 当資料のいかなる内容も将来の成果を示唆・保証するものではありません。

## 追加的記載事項

### <投資先のファンドの概要>

ファンド名	UBS・オーストラリアリート・ストラテジーファンド
形態等	ケイマン籍/外国投資信託受益証券/円建
運用の基本方針 主な投資対象	主としてオーストラリアの金融商品取引所に上場している不動産投資信託受益証券(リート)等(以下「オーストラリアリート」といいます。)に投資することにより、安定した配当収入の確保と中長期的な値上がり益の獲得を目指して運用を行います。 また、スワップ取引を通じて、実質的にオーストラリアリートのオプション取引(コールオプションの売却)および通貨オプション取引(オーストラリアドル対円コールオプションの売却)の損益に連動する投資成果を享受します。
投資態度 (運用方針)	〔オーストラリアリート投資〕 1. 主としてオーストラリアの金融商品取引所に上場している不動産投資信託受益証券(リート)等(以下「オーストラリアリート」といいます。)に投資することにより、安定した配当収入の確保と中長期的な値上がり益の獲得を目指して運用を行います。 2. オーストラリアリートの投資にあたっては、S&P/ASX 200 A-REIT 指数の採用銘柄を参照して、運用を行います。ただし、当ファンドのパフォーマンスは、同一銘柄の不動産投資信託受益証券(リート)への投資割合は、当ファンドの純資産総額の10%以下とする投資制限およびスワップ取引の損益等の影響により、当該指数に直接連動することを目指したものではありません。 〔オーストラリアリートのコールオプションに関するスワップ取引〕 1. スワップ取引を通じて、実質的に当ファンドが保有するオーストラリアリートを対象としたオプション取引(コールオプションの売却)の損益に連動する投資成果を享受します。 2. 当該スワップ取引の想定元本の額は、取得時において当ファンドが保有するオーストラリアリート評価額の概ね60%を上限とします。 〔通貨コールオプションに関するスワップ取引〕 1. スワップ取引を通じて、実質的にオーストラリアドル対円を対象としたオプション取引(コールオプションの売却)の損益に連動する投資成果を享受します。 2. 当該スワップ取引の想定元本の額は、取得時において当ファンドが保有するオーストラリアドル建資産総額の概ね50%を上限とします。 ※ 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	1. 不動産投資信託受益証券(リート)への投資割合には、制限を設けません。 2. 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 3. 同一銘柄の不動産投資信託受益証券(リート)への投資割合は、当ファンドの純資産総額の10%以下とします。
設定日	2017年3月1日
信託期間	無期限(信託設定日:2017年3月1日)
決算日	毎年2月末日
ファンド休業日	オーストラリア、イギリスまたはルクセンブルクの証券取引所または銀行のいずれかの休業日
分配方針	原則として、毎月分配を行い、再投資します。(分配金再投資型)
購入時手数料 換金時手数料 信託財産留保額	ありません。
運用管理費用 (信託報酬等)	純資産総額に対して、年率0.527%程度 ※上記料率には、管理会社・投資顧問会社、管理事務代行会社、保管銀行、スワップ取引相手方への報酬が含まれます。ただし、管理事務代行会社と保管銀行への報酬は最低年間報酬額(管理事務代行会社は70,000米ドル、保管銀行は10,000米ドル)が定められており、純資産総額によっては年率換算で上記信託報酬率を上回る場合があります。また、受託会社への報酬(固定報酬として年額15,000米ドル)が別途かかります。
その他の費用・ 手数料等	S&P/ASX 200 A-REIT 指数に関わるライセンス料として、純資産総額に対して年率0.02%(ただし、最低年間ライセンス料7,500米ドル)の費用を信託財産から支払いします。また別途、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、投資信託証券のファンド設立に係る費用、法律関係の費用、外貨建資産の保管などに要する費用、その他の費用・手数料等を信託財産から支払いします。なお、これらの費用は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を表示することができません。また、手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
主な関係法人	管理会社・投資顧問会社:UBS・ルクセンブルク・フィナンシャル・グループ・アセット・マネジメント・SA 受託会社:エリアン・トラスティー(ケイマン)リミテッド 管理事務代行会社:ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン 副管理事務代行会社:ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(シンガポール支店) 保管銀行:ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン スワップ取引相手方:UBS銀行ロンドン支店

ファンド名	カレラ マネーパール マザーファンド
商品分類	親投資信託
基本方針	この投資信託は、安定した収益の確保を目指して安定運用を行います。
投資対象	わが国の公社債を主要投資対象とします。
主な投資態度	主としてわが国の公社債に投資し、安定した収益の確保を図るとともに、常時適正な流動性を保持するように配慮します。
主な投資制限	1. 株式への投資は、転換社債の転換請求および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。))の新株予約権に限り、行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 2. 外貨建資産への投資は行いません。
信託設定日	平成26年7月1日
決算日	年2回:原則として、毎年6月15日、12月15日。ただし、休業日の場合は翌営業日。
収益分配	無分配(期中には分配を行いません。)
信託報酬	信託報酬を収受しません。
信託事務の諸費用	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、等。
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

◆上記の内容は、本書作成日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

### 基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券等の値動き等により影響を受けますが、これらの運用による利益および損失は、すべて投資家の皆様に帰属します。したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額は、主に以下のリスク要因により、変動することが想定されます。ただし、基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

#### ① オーストラリアリートの価格変動リスク

外国投資信託においては実質的にオーストラリアの不動産投資信託受益証券(リート)等(以下「オーストラリアリート」といいます。)に投資しますので、ファンドの基準価額は、オーストラリアリートの価格変動の影響を受けます。オーストラリアリートの価格は政治経済情勢、発行体の業績(組入不動産等の価値や賃料、不動産市況の変動等)、市場の需給、オーストラリアリートに関する法制度の変更等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。このような場合には、ファンドの基準価額が影響を受け、損失を被ることがあります。

#### ② 為替変動リスク

外国投資信託においては実質的な組入外貨建て資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、円に対する外貨建て資産の為替変動の影響を受けます。円高局面となり外貨建て組入資産の評価額が下落した場合、基準価額が値下がりする要因となります。

#### ③ カバードコール戦略に伴うリスク

- 外国投資信託においては、実質的にオーストラリアドル建てのオーストラリアリートに投資するとともに、カバードコール戦略により、各銘柄のオーストラリアリートのコールオプションの売却および円に対するオーストラリアドルのコールオプションの売却を行います。このため、コールオプションの売却後に、オーストラリアリートや為替レートの水準、変動率(ボラティリティ)が上昇した場合などには、売却オプションの評価値が上昇して損失を被り、ファンドの基準価額が下落する恐れがあります。また、損益は営業日毎に時価評価され基準価額に反映されます。
- カバードコール戦略により得られるオプションプレミアムの水準は、カバードコール戦略を構築した時点の、各銘柄のオーストラリアリートの価格や為替レートの水準、権利行使価格水準、オーストラリアリートの価格や為替レートのボラティリティ、権利行使日までの期間、予想される各銘柄の配当、金利水準、市場での需給関係など複数の要因により決まります。そのため、当初想定したオプションプレミアムの水準が確保できない場合があります。
- カバードコール戦略を加えることにより、オプションプレミアムを受け取るものの、権利行使日においてオーストラリアリートの価格や為替レートが権利行使価格を超えて上昇した場合、権利行使に伴う支払いが発生します。このため、カバードコール戦略を加えずにオーストラリアリートのみ投資した場合に比べて投資成果が劣る可能性があります。
- 外国投資信託の換金やマーケット変動等に伴いカバードコール戦略を解消する場合、解消に伴うコストが発生し、当ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。
- 外国投資信託の追加やマーケット変動等に伴いカバードコール戦略を積み増した場合、積み増しに伴うコストが発生し、当ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。
- カバードコール戦略において特定の権利行使期間でオーストラリアリートの価格や為替レートが下落した場合、再度カバードコール戦略を構築した際(ロール取引)のオーストラリアリートや為替の値上がり益は戦略構築日に設定される権利行使価格までの値上がり益に限定されますので、その後オーストラリアリートの価格や為替レートが当初の水準まで回復しても、当ファンドの基準価額の回復度合いが緩やかになる可能性があります。  
※当ファンドでは、外国投資信託を通じてオーストラリアリートに投資を行いますが、オーストラリアリートのカバードコール戦略ではコールオプションの売却が出来ない銘柄もあると想定されるため、上記について必ずしも当てはまらない場合がありますので、ご注意ください。
- 当初設定時、ロール取引日が休業日のとき、各国のオプション取引の決済制度に違いがあるとき、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予測される時、償還の準備に入ったとき、その他やむを得ない事情が発生した場合等には、カバードコール戦略を行えない場合があります。

#### ④ スワップ取引に伴うリスク

外国投資信託におけるスワップ取引は、実質的にカバードコール戦略の投資成果を享受する契約です。取引の相手方に倒産や契約不履行、その他不測の事態が生じた場合には、運用の継続は困難となり、将来の投資成果を享受することが出来ない可能性があることから損失を被る場合があります。外国投資信託は、スワップ取引の相手方が現実取引するオーストラリアリートやオプション取引については、何らの権利も有しておりません。



- ⑤ **流動性リスク**  
市場規模や取引量が少ない場合、市場における取引の不成立や、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があり、外国投資信託の基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
- ⑥ **信用リスク**  
オーストラリアリートが発行体が、経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。また、こうした状況に陥ると予想された場合、オーストラリアリートの価格は下落し、外国投資信託の基準価額が下がる要因となる可能性があります。
- ⑦ **特定業種への集中投資に関するリスク**  
外国投資信託においては特定の業種(オーストラリアリートセクター)に集中的に投資するため、株式市場全体と基準価額の値動きが異なる場合があります。また、幅広い業種に分散投資するファンドと比較して基準価額が大きく変動する場合があります。
- ⑧ **解約による外国投資信託の資金流出に伴う基準価額変動リスク**  
解約による外国投資信託の資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって、保有有価証券を市場実勢とかい離れた価格で売却せざるをえないこともあり、基準価額が大きく下落することがあります。
- ⑨ **資金移動に係るリスク**  
外国投資信託の主要投資対象国であるオーストラリア政府当局が資金移動の規制政策等を導入した場合、一部解約、償還等の支払資金の国内への回金が滞ることがあります。
- ⑩ **予測不可能な事態が起きた場合等について**  
その他予測不可能な事態(天変地異、クーデター等)が起きた場合等、市場が混乱することがあり、一時的に外国投資信託の受益権が換金できないこともあります。また、これらの事情や有価証券の売買にかかる代金の受渡しに関する障害が起きた場合等には、外国投資信託の受益権の換金代金の支払いが遅延することや、一時的に外国投資信託の運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクがあります。

## 「カレラ マネープール マザーファンド」

### 価格変動リスク

公社債は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。一般に市場金利が上昇した場合や発行体の信用度が低下した場合には公社債の価格は下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

※基準価額の変動要因(リスク)は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

当ファンドは、受益権の口数が3億口を下回ることとなったとき、主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて行う場合があります。したがって、収益分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。また、投資者の個別元本の状況によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、収益分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

## リスクの管理体制

- 運用部が投資方針、運用計画に基づくポートフォリオを構築し、投資政策委員会に上程します。
- コンプライアンス・オフィサーが法令諸規則の遵守状況・運用業務等の適正な執行の管理を行い、内部監査室が内部管理体制等の適切性、有効性の検証を行います。
- 運用管理委員会において、資産運用状況の総合的な分析、検討および適切な施策を決定します。

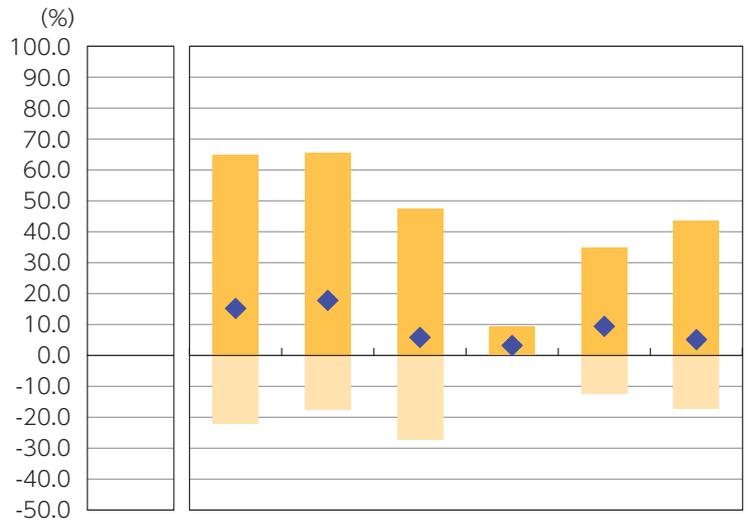
(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び  
分配金再投資基準価額の推移

本書作成日現在、該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較  
グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較  
できるように作成したものです。

2011年12月末～2016年11月末



当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

◆ 平均値    ■ 最大値    ■ 最小値

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	—	15.1	17.7	5.7	3.1	9.3	5.0
最大値	—	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9	43.7
最小値	—	△22.0	△17.5	△27.4	0.5	△12.3	△17.4

\*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。  
\*2011年12月から2016年11月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。なお、当ファンドの騰落率は、運用期間が1年未満であるため、掲載しておりません。  
\*決算日に対応した数値とは異なります。

各資産クラスの指数

- 日本株……東証株価指数(TOPIX)
- 先進国株…MSCI コクサイ・インデックス(除く日本)(円ベース)
- 新興国株…MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円ベース)
- 日本国債…NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス国債
- 先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本)(円ベース)
- 新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

「東証株価指数(TOPIX)」は、東京証券取引所の知的財産で、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は東京証券取引所が有しています。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

「MSCI コクサイ・インデックス(除く日本)」は、MSCI Inc.が開発した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

「NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス国債」は、野村証券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表わす投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利は野村証券株式会社に帰属しております。また、野村証券株式会社は、ファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。

「シティ世界国債インデックス(除く日本)」は、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。

「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド」とは、新興国の現地通貨建債券市場の動向を測るためにJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが開発した、時価総額ベースの債券インデックスです。同指数に関する商標・著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。



### 3

## 運用実績

当ファンドは平成29年2月28日から運用を開始する予定であり、本書作成日現在、ファンドの運用実績はありません。

### 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

### 分配の推移

該当事項はありません。

### 主要な資産の状況

該当事項はありません。

### 年間収益率の推移

該当事項はありません。  
当ファンドにはベンチマークはありません。

当ファンドの運用実績は、委託会社または販売会社のホームページ等で開示する予定です。

## お申込みメモ

購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。
購入価額	当初申込期間：1口当たり1円 継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	1口単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して8営業日目からお支払いします。
申込不可日	販売会社の営業日であっても、申込日当日が、オーストラリア、イギリスまたはルクセンブルクの証券取引所または銀行のいずれかの休業日に該当する場合には、お申込みができません。
申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	当初申込期間：平成29年2月1日から平成29年2月27日まで 継続申込期間：平成29年2月28日から平成30年5月18日まで ただし、継続申込期間は、上記の期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	ご換金にあたっては、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口のご換金請求には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	運用の基本方針等の観点から受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で購入申込を受付けない場合があります。 委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込の受付を中止すること、及びすでに受付けた購入・換金を取消すことができます。
信託期間	平成29年2月28日から平成39年2月22日まで(信託設定日：平成29年2月28日)
繰上償還	受益権の口数が3億口を下回ることとなったとき、主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
決算日	原則として、毎月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日。 ※初回の決算日は平成29年3月21日とします。
収益分配	委託会社が毎決算時に、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではなく、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。また、収益の分配は、第4期決算日(平成29年6月20日)から行う予定です。 ※当ファンドには、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合がありますので、取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。
信託金の限度額	当初申込期間：500億円を上限とします。 継続申込期間：5,000億円を上限とします。
公 告	電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。 <a href="http://www.carrera-am.co.jp/">http://www.carrera-am.co.jp/</a> なお、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年2月、8月のファンドの決算時及び償還時に運用報告書を作成し、受益者に対して交付運用報告書を交付します。また、運用報告書全体版は、電磁的方法により提供します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度、未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

## ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間は1口当たり1円)に <b>3.24% (税抜3.00%)</b> の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定めるものとし、詳しくは、販売会社または委託会社までお問い合わせください。 ・購入時手数料：販売会社によるファンドの募集・販売の取扱いの事務等の対価
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.3%</b> の率を乗じて得た額とします。

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	運用管理費用の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に <b>年1.48932% (税抜1.379%)</b> の率を乗じて得た額とし、当該費用は毎決算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。 ・信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率		
	当該ファンドの純資産総額に対して	年率1.48932% (税抜1.379%)	
	内 訳	委託会社 資金の運用指図等の対価	年率0.29160% (税抜0.270%)
		販売会社 購入後の情報提供等の対価、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理	年率1.16640% (税抜1.080%)
	受託会社 運用財産の保管及び管理、委託会社からの指図の実行等の対価	年率0.03132% (税抜0.029%)	
投資対象とする投資信託証券の信託報酬等	投資対象ファンドの純資産総額に対して、年率0.527%程度 ※上記料率には、管理会社・投資顧問会社、管理事務代行会社、保管銀行、スワップ取引相手方への報酬が含まれます。ただし、管理事務代行会社と保管銀行への報酬は最低年間報酬額(管理事務代行会社は70,000米ドル、保管銀行は10,000米ドル)が定められており、純資産総額によっては年率換算で上記信託報酬率を上回る場合があります。また、受託会社への報酬(固定報酬として年額15,000米ドル)が別途かかります。 ※その他の費用・手数料等として、S & P / A S X 200 A - R E I T 指数に関わるライセンス料として、投資対象ファンドの純資産総額に対して年率0.02% (ただし、最低年間ライセンス料7,500米ドル)の費用を信託財産から支払いします。また別途、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、投資信託証券のファンド設立に係る費用、法律関係の費用、外貨建資産の保管などに要する費用、その他の費用・手数料等を信託財産から支払いします。なお、これらの費用は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を表示することができません。また、手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。		
実質的な運用管理費用(信託報酬)	当ファンドの純資産総額に対して、 <b>年率2.01632%程度 (税込・概算)</b> (年率1.906%程度(税抜・概算)) ※当ファンドの信託報酬率と、投資対象とする投資信託証券の信託(管理)報酬率を合わせた実質的な信託報酬率です。		
その他の費用・手数料	当ファンドの監査費用、目論見書、有価証券届出書、有価証券報告書、運用報告書など法定書類等の作成、印刷および交付または提出費用、公告費用等の管理、運営にかかる費用、有価証券等の取引に伴う手数料(売買委託手数料、保管手数料等)、信託財産に関する租税、証券投資信託管理事務委託手数料、信託事務の処理等に要する諸費用等。 ※その他の費用については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 ・監査費用：ファンド監査にかかる費用 ・売買委託手数料：有価証券等の売買の際に支払う手数料 ・保管費用：資産を海外で保管する場合の費用		



## 税 金

- ・税金は下記の表に記載の時期に適用されます。
- ・下記の表は個人投資家の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
収 益 分 配 時	所得税 <sup>*</sup> 及び地方税	〈配当所得として課税〉普通分配金に対して20.315%
換金時及び償還時	所得税 <sup>*</sup> 及び地方税	〈譲渡所得として課税〉換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※復興特別所得税を含みます。

- ・上記は平成28年11月末現在のものです。なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合  
NISA及びジュニアNISAは、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。  
ご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。  
販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

**カレラアセットマネジメント株式会社**

「オーストラリアリートファンド（毎月分配型）」  
（収益）分配方針についてのお知らせ

初春の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 29 年 2 月 1 日に当初申込みを開始いたします「オーストラリアリートファンド（毎月分配型）」の収益分配方針につきまして、収益の分配は、第 4 期決算日（平成 29 年 6 月 20 日）から行う予定でしたが、本ファンドの主な投資対象であります外国投資信託の状況（見込み）等を鑑みまして、第 3 期決算日（平成 29 年 5 月 22 日）から行うこととなりましたことをごお知らせいたします。

今後ともご愛顧いただけますよう、何卒よろしくごお願い申し上げます。

記

※ 交付目論見書、請求目論見書、販売用資料、販売用補足資料等に共通です。

【（収益）分配方針】

年 12 回（原則として毎月 20 日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- ② 委託者が毎決算時に、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではなく、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。また、収益の分配は、第 4 期決算日（平成 29 年 6 月 20 日）から行う予定です。
- ③ 留保益の運用については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

下線分を以下に変更いたします。

また、収益の分配は、第 3 期決算日（平成 29 年 5 月 22 日）から行う予定です。

なお、その他の変更は、ございません。

以上